

陸上自衛官の部隊章に関する訓令（昭和30年隊訓第25号）第7条の規定に基づき、陸上自衛官の部隊章に関する達（昭和30年陸上自衛隊達第20—14号）の全部を次のように改正する。

昭和31年3月2日

陸上幕僚長 陸将 筒井 竹雄

陸上自衛官及び陸上自衛隊の自衛官候補生の部隊章に関する達

改正	昭和32年4月5日達第20—14—1号	昭和33年5月12日達第20—14—2号
	昭和33年7月1日達第20—14—3号	昭和34年10月2日達第20—14—4号
	昭和35年1月13日達第20—14—5号	昭和35年8月31日達第122—28号
	昭和36年9月30日達第122—35号	昭和38年8月14日達第122—46号
	昭和39年8月3日達第20—14—6号	昭和40年7月28日達第122—56号
	昭和41年3月12日達第122—57号	昭和42年3月7日達第24—1—1号
	昭和43年2月23日達第122—59号	昭和43年7月6日達第122—61号
	昭和44年2月20日達第122—63号	昭和44年7月28日達第122—65号
	昭和45年7月7日達第122—73号	昭和46年2月17日達第122—77号
	昭和46年7月22日達第122—81号	昭和47年3月22日達第122—87号
	昭和47年7月1日達第122—88号	昭和47年9月30日達第122—89号
	昭和48年10月16日達第122—93号	昭和49年1月12日達第122—94号
	昭和49年7月25日達第122—98号	昭和49年9月26日達第122—99号
	昭和50年2月12日達第122—100号	昭和50年7月26日達第122—102号
	昭和51年3月5日達第122—104号	昭和51年8月20日達第122—105号
	昭和52年2月21日達第122—106号	昭和53年1月13日達第122—108号
	昭和55年3月17日達第122—113号	昭和56年2月23日達第122—116号
	昭和56年8月18日達第122—118号	昭和57年4月30日達第122—119号
	昭和58年3月8日達第122—121号	昭和61年3月19日達第24—1—2号
	昭和61年12月18日達第24—1—3号	昭和63年3月24日達第24—1—4号
	昭和63年4月8日達第122—126号	平成元年4月17日達第24—1—5号
	平成3年12月10日達第24—1—6号	平成4年4月13日達第24—1—7号
	平成5年3月25日達第24—1—8号	平成6年3月17日達第24—1—9号
	平成7年3月20日達第24—1—10号	平成8年3月22日達第24—1—11号
	平成9年3月27日達第24—1—12号	平成10年3月20日達第122—135号
	平成11年3月25日達第122—150号	平成11年11月29日達第122—153号
	平成12年3月27日達第122—157号	平成13年3月27日達第122—168号
	平成14年3月27日達第122—176号	平成15年3月25日達第122—181号
	平成16年3月29日達第122—190号	平成17年3月24日達第122—194号
	平成18年3月27日達第122—205号	平成19年1月9日達第122—215号

平成19年3月27日達第122—218号	平成20年3月25日達第122—224号
平成21年2月3日達第122—230号	平成21年7月31日達第122—235号
平成22年3月23日達第122—241号	平成22年6月30日達第122—245号
平成23年4月19日達第122—250号	平成25年3月25日達第122—258号
平成30年3月27日達第122—292号	平成30年7月13日達第24—1—13号
令和2年3月23日達第24—1—14号	令和4年3月10日達第24—1—15号

(目的)

第1条 この達は、陸上自衛官及び陸上自衛隊の自衛官候補生の部隊章に関する訓令（昭和30年陸上自衛隊訓令第25号。以下「訓令」という。）の実施に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(師団等標識の制式)

第2条 訓令第3条に規定する師団等標識は、別図第1から別図第27のとおりとする。

(隊種標識の部隊等)

第3条 訓令別表第2に規定する部隊等とは、別表左欄の区分に応じ別表右欄に掲げる部隊等とする。

附 則

この達は、昭和31年3月2日から施行し、昭和30年1月26日から適用する。

附 則（昭和32年4月5日陸上自衛隊達第20—14—1号）

この達は、昭和32年4月5日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、別表の改正に伴い現に着用している部隊章を変更しなければならない部隊の自衛官は、昭和33年4月1日までの間において当該部隊長が定める時期に変更するものとする。

附 則（昭和33年5月12日陸上自衛隊達第20—14—2号）

- 1 この達は、昭和33年10月1日から施行する。
- 2 付図第1、第3、第4、第6、第9及び第13の従来の規定による部隊章は、この達の改正にかかわらず、なお、当分の間、これを用いることができる。

附 則（昭和33年7月1日陸上自衛隊達第20—14—3号）

この達は、昭和33年7月1日から施行する。

附 則（昭和34年10月2日陸上自衛隊達第20—14—4号）

この達は、昭和35年1月14日から施行する。

附 則（昭和35年1月13日陸上自衛隊達第20—14—5号）

- 1 この達は、昭和35年1月14日から施行する。
- 2 この達施行の日において、通信群に属する部隊に係る隊種標識の色別については、改正後の別表にかかわらず当該部隊の改編までの間従前の例によるものとする。

附 則（昭和35年8月31日陸上自衛隊達第122—28号）（抄）

- 1 この達は、昭和35年8月31日から施行し、昭和35年8月12日から適用する。

附 則（昭和36年9月30日陸上自衛隊達第122—35号）

- 1 この達は、昭和37年1月18日から施行する。
- 2 この達の施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第1項の指定日までの間は同法附則第2項前段の規定によりなお存続する管区

隊又は混成団については、この達による改正前の陸上自衛隊達の規定はなおその効力を有する。

附 則（昭和38年8月14日陸上自衛隊達第122—46号）

この達は、昭和38年8月15日から施行する。

附 則（昭和39年8月3日陸上自衛隊達第20—14—6号）

この達は、昭和39年8月10日から施行する。

附 則（昭和40年7月28日陸上自衛隊達第122—56号）

この達は、昭和40年8月3日から施行する。

附 則（昭和41年3月12日陸上自衛隊達第122—57号）

この達は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、阪神地区病院にかかる規定は昭和41年2月21日から適用する。

附 則（昭和42年3月7日陸上自衛隊達第24—1—1号）

この達は、昭和42年3月15日から施行する。

附 則（昭和43年2月23日陸上自衛隊達第122—59号）

この達は、昭和43年3月1日から施行する。

附 則（昭和43年7月6日陸上自衛隊達第122—61号）

この達は、昭和43年8月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第7条中婦人自衛官教育隊（長）に係る部分は、同年12月20日から施行する。

附 則（昭和44年2月20日陸上自衛隊達第122—63号）

この達は、昭和44年3月1日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和44年7月28日陸上自衛隊達第122—65号）

この達は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則（昭和45年7月7日陸上自衛隊達第122—73号）

この達は、昭和45年8月5日から施行する。

附 則（昭和46年2月17日陸上自衛隊達第122—77号）

1 この達は、昭和46年4月2日から施行する。ただし、（中略）第3条の規定は昭和46年3月25日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式の使用書類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和46年7月22日陸上自衛隊達第122—81号）

1 この達は、昭和46年7月24日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式の使用書類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和47年3月22日陸上自衛隊達第122—87号）

この達は、昭和47年3月24日から施行する。

附 則（昭和47年7月1日陸上自衛隊達第122—88号）（抄）

この達は、昭和47年7月1日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和47年9月30日陸上自衛隊達第122—89号）

この達は、昭和47年10月3日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和48年10月16日陸上自衛隊達第122—93号）

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和49年1月12日陸上自衛隊達第122—94号）

この達中、第1条、第6条及び第7条の規定は昭和49年1月21日から、その他の規定は同年5月26日から施行する。

附 則（昭和49年7月25日陸上自衛隊達第122—98号）

この達は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則（昭和49年9月26日陸上自衛隊達第122—99号）

この達は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年2月12日陸上自衛隊達第122—100号）

この達は、昭和50年3月26日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和50年7月26日陸上自衛隊達第122—102号）

この達は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月5日陸上自衛隊達第122—104号）

この達は、昭和51年3月25日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和51年8月20日陸上自衛隊達第122—105号）

この達は、昭和51年8月20日から施行する。

附 則（昭和52年2月21日陸上自衛隊達第122—106号）

この達は、昭和52年3月25日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和55年3月17日陸上自衛隊達第122—113号）

この達は、昭和55年3月25日から施行する。

附 則（昭和56年2月23日陸上自衛隊達第122—116号）

この達は、昭和56年3月25日から施行し、改正後の秘密保全に関する達第30条第1項の規定は、同月1日から適用する。

附 則（昭和56年8月18日陸上自衛隊達第122—118号）

この達は、昭和56年9月21日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達は施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和58年3月8日陸上自衛隊達第122—121号）

この達は、昭和58年3月24日から施行する。

附 則（昭和61年3月19日陸上自衛隊達第24—1—2号）

この達は、昭和61年3月25日から施行する。

附 則（昭和61年12月18日陸上自衛隊達第24—1—3号）

この達は、昭和61年12月19日から施行する。

附 則（昭和63年3月24日陸上自衛隊達第24—1—4号）

この達は、昭和63年3月25日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日陸上自衛隊達第122—126号）

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成元年4月17日陸上自衛隊達第24—1—5号）

この達は、平成元年4月17日から施行する。

附 則（平成3年12月10日陸上自衛隊達第24—1—6号）

この達は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月13日陸上自衛隊達第24—1—7号）

この達は、平成4年4月13日から施行する。ただし、別表特科又はこれと同種の部隊等の項の改正規定は、平成4年3月27日から、その他の項の改正規定は、同年3月28日から適用する。

附 則（平成5年3月25日陸上自衛隊達第24—1—8号）

この達は、平成5年3月30日から施行する。

附 則（平成6年3月17日陸上自衛隊達第24—1—9号）

この達は、平成6年3月28日から施行する。

附 則（平成7年3月20日陸上自衛隊達第24—1—10号）

この達は、平成7年3月28日から施行する。

附 則（平成8年3月22日陸上自衛隊達第24—1—11号）

この達は、平成8年3月29日から施行する。

附 則（平成9年3月27日陸上自衛隊達第24—1—12号）

この達は、平成9年3月28日から施行する。

附 則（平成10年3月20日陸上自衛隊達第122—135号）

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成11年3月25日陸上自衛隊達第122—150号）

この達は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成11年11月29日陸上自衛隊達第122—153号）

この達は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日陸上自衛隊達第122—157号）

1 この達は、平成12年3月28日から施行する。

2 この達の施行の日から檜町駐屯地廃止までの間、第4条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊本部」に、第5条及び第7条の改正規定中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」に、第6条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊」に、第8条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊本部」に、「中央業務支援隊長」とあるのは「中央業務支援隊長及び檜町警備隊長」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成13年3月27日陸上自衛隊達第122—168号）

この達は、平成13年3月27日から施行する。（ただし書略）

附 則（平成14年3月27日陸上自衛隊達第122—176号）

1 この達は、平成14年3月27日から施行する。（ただし書略）

2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成15年3月25日陸上自衛隊達第122—181号）

この達は、平成15年4月1日から施行する。ただし、中央調査隊の情報保全隊への改編等部隊の新・改編に伴う改正規定は、同年3月27日から施行する。

附 則（平成16年3月29日陸上自衛隊達第122—190号）

1 この達は、平成16年3月29日から施行する。

2 この達の施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成17年3月24日陸上自衛隊達第122—194号）

この達は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成18年3月27日陸上自衛隊達第122—205号）（抄）

1 この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日陸上自衛隊達第122—218号）

1 この達は、平成19年3月28日から施行する。

2 この達の施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成20年3月25日陸上自衛隊達第122—224号）

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成21年7月31日陸上自衛隊達第122—235号）

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日陸上自衛隊達第122—241号）

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成22年6月30日陸上自衛隊達第122—245号）

この達は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年4月19日陸上自衛隊達第122—250号）

この達は、平成23年4月22日から施行する。

附 則（平成25年3月25日陸上自衛隊達第122—258号）

この達は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成30年3月27日陸上自衛隊達第122—292号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成30年7月13日陸上自衛隊達第24—1—13号）

1 この達は、平成30年7月13日から施行する。

2 この達の施行の際、現に陸上自衛官及び陸上自衛隊の自衛官候補生が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の付図第9の制式は、平成30年10月13日までの間、これを使用することができる。

附 則（令和2年3月23日陸上自衛隊達第24—1—14号）

- 1 この達は、令和2年3月26日から施行する。
- 2 別図第7、別図第8、別図第13、別図第17、別図第21、別図第22、別図第24及び別図第26に規定する部隊章については、この達の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（令和4年3月10日陸上自衛隊達第24—1—15号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

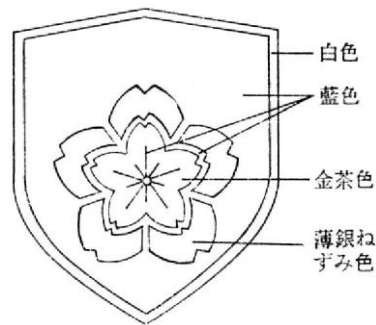
別表

訓令別表に掲げる部隊等の区分	部 隊	機 関
普通科又はこれと同種の部隊等	普通科連隊、空挺団普通科大隊、水陸機動団水陸機動連隊、対戦車中隊、警備隊、対舟艇対戦車(中)隊、普通科教導連隊	
機甲科又はこれと同種の部隊等	戦車連隊、戦車隊、水陸機動団戦闘上陸大隊、水陸機動団偵察中隊、偵察戦闘大隊、戦車大隊、戦車中隊、偵察隊、機動戦闘車(中)隊、機甲教導連隊	
特科又はこれと同種の部隊等	特科団本部及び本部中隊、方面特科隊本部及び本部中隊、高射特科団本部及び本部付隊、特科群本部及び本部中隊、高射特科群本部及び本部管理中隊、特科連隊、高射特科連隊、地对艦ミサイル連隊、師団特科隊、旅団特科隊、特科大隊、高射特科大隊、空挺団特科大隊、水陸機動団特科大隊、高射特科(中)隊、高射中隊、観測中隊、無線誘導機隊、無人標的機隊、特科教導隊、高射教導隊	陸上自衛隊 高射学校
情報科又はこれと同種の部隊等	自衛隊情報保全隊及び中央情報保全隊、地方情報保全隊、中央情報隊本部及び本部付隊、情報隊、情報処理隊、地理情報隊、基礎情報隊、現地情報隊、方面情報隊本部、方面情報処理隊、方面通信情報隊、方面移動監視隊、方面無人偵察機隊、沿岸監視隊、情報教導隊	陸上自衛隊 情報学校
航空科又はこれと同種の部隊等	方面航空隊本部及び本部付隊、方面ヘリコプター隊、対戦車ヘリコプター隊、飛行隊、旅団ヘリコプター隊、方面管制気象隊、航空野整備隊、ヘリコプター野整備隊、中央管制気象隊、特別輸送ヘリコプター隊、輸送ヘリコプター群本部及び本部付隊、輸送航空野整備隊、輸送航空隊本部及び本部中隊、連絡偵察飛行隊、飛行教導隊	陸上自衛隊 航空学校
施設科又はこれと同種の部隊等	施設団本部及び本部付隊、施設群本部及び本部管理中隊、施設大隊、架橋中隊、施設器材(中)隊、ダンプ車両中隊、施設(中)隊、坑道中隊、水際障害中隊、空挺団施設中隊、水陸機動団施設中隊、教育支援施設隊、施設教導隊	陸上自衛隊 施設学校
通信科又はこれと同種の部隊等	中央野外通信群本部及び本部付隊、方面システム通信群本部及び本部付隊、基地システム通信大隊及び本部中隊、搬送通信大隊、指揮所通信大隊、	陸上自衛隊 通信学校

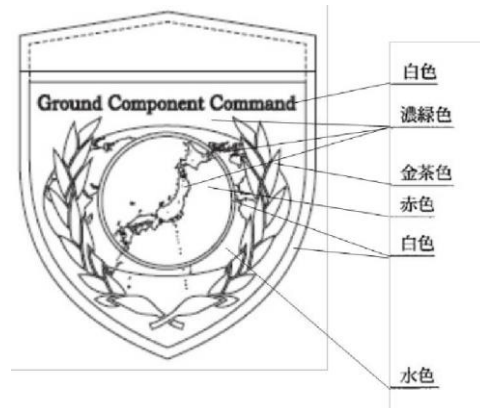
	指揮所通信中隊、中枢交換通信(中)隊、通信大隊、旅団通信隊、空挺団通信隊、水陸機動団通信中隊、中央基地システム通信隊、基地通信中隊、基地システム通信中隊、映像写真中隊、通信保全監査隊、電子隊、高射搬送通信中隊、サイバー防護隊、通信教導隊、電子作戦隊、電子戦隊	
武器科又はこれと同種の部隊等	高射直接支援(中・大)隊、不発弾処理隊、弾薬大(中)隊、武器教導隊	陸上自衛隊 武器学校
需品科又はこれと同種の部隊等	需品教導隊	陸上自衛隊 需品学校
輸送科又はこれと同種の部隊等	方面輸送隊本部、方面輸送(中)隊、後方支援(連)隊輸送隊、中央輸送隊	陸上自衛隊 輸送学校
化学科又はこれと同種の部隊等	中央特殊武器防護隊、特殊武器防護隊、化学防護隊、化学教導隊	陸上自衛隊 化学学校
衛生科又はこれと同種の部隊等	対特殊武器衛生隊、方面衛生隊、後方支援連隊衛生隊、水陸機動団後方支援大隊衛生隊、後方支援隊衛生隊、衛生教導隊	自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊各地区病院、陸上自衛隊衛生学校
普通科、特科、機甲科、情報科、施設科、武器科、衛生科、航空科、通信科、需品科、輸送科又はこれと同種の部隊等	陸上総隊司令部及び同付隊、方面総監部及び同付隊、師団司令部及び同付隊、旅団司令部及び同付隊、富士教導団本部及び本部付隊、方面混成団本部、中央業務支援隊、中央即応連隊、即応機動連隊、国際活動教育隊、特殊作戦群、警務隊、会計監査隊、中央会計隊、中央音楽隊、方面会計隊、方面音楽隊、音楽隊、教育大隊本部、陸曹教育隊、陸上自衛隊幹部候補生学校教導隊、共通教育中隊、女性自衛官教育隊、冬季戦技教育隊、開発実験団、駐屯地業務隊、後方支援連隊本部及び本部付隊、空挺団本部及び本部中隊、空挺教育隊、水陸機動団本部及び同付隊、水陸機動教育隊、システム通信団本部及び本部付隊、システム開発隊、方面後方支援隊(輸送隊を除く。)、訓練評価支援隊、部隊訓練評価隊、指揮所訓練支援隊、	自衛隊体育学校 陸上自衛隊幹部候補生学校 陸上自衛隊富士学校 陸上自衛隊小平学校

<p>外の部隊等</p>	<p>空挺団後方支援隊、水陸機動団後方支援大隊（衛生隊を除く。）、後方支援（連）隊（第15後方支援隊を除く。）（衛生隊及び輸送隊を除く。）、第15後方支援隊（衛生隊を除く。）</p>	<p>陸上自衛隊高等工科学校</p> <p>陸上自衛隊各補給処</p> <p>自衛隊各地方協力本部</p> <p>陸上自衛隊教育訓練研究本部</p> <p>陸上自衛隊補給統制本部</p>
--------------	---	---

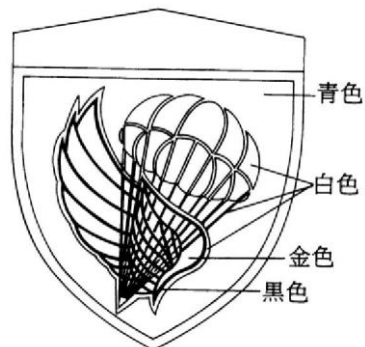
陸上幕僚監部



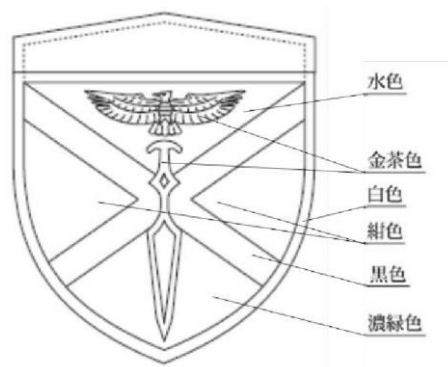
陸上総隊



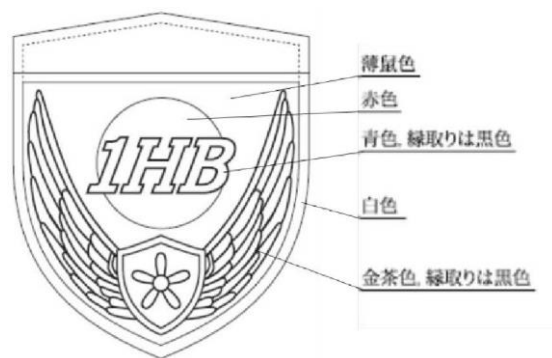
空挺団



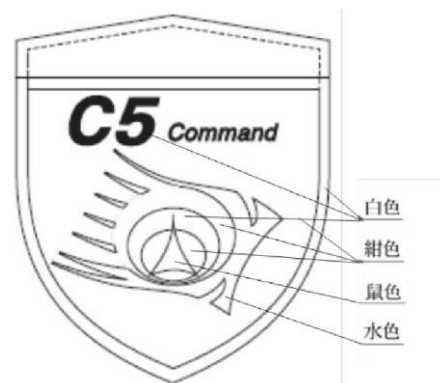
水陸機動団



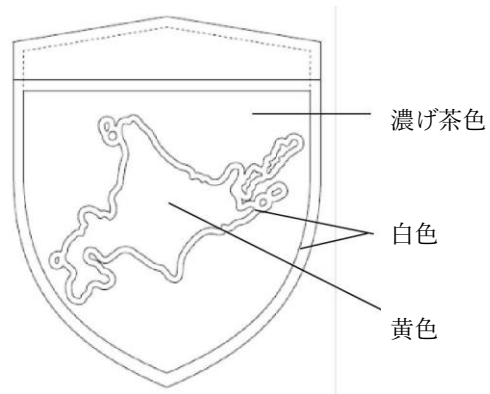
ヘリコプター団



システム通信団



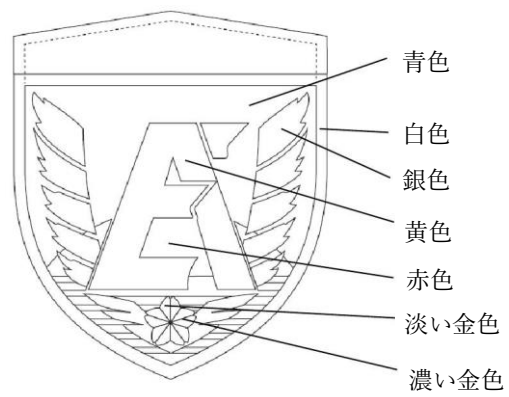
北部方面隊



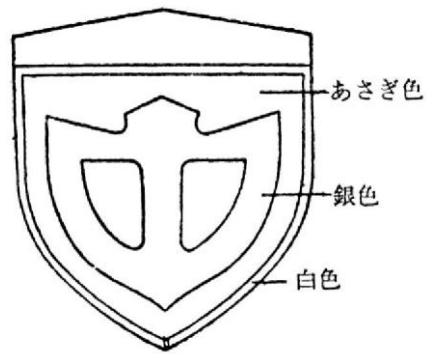
東北方面隊



東部方面隊

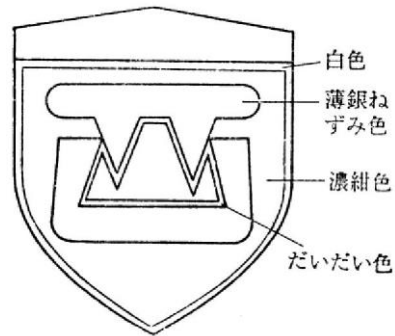


中部方面隊



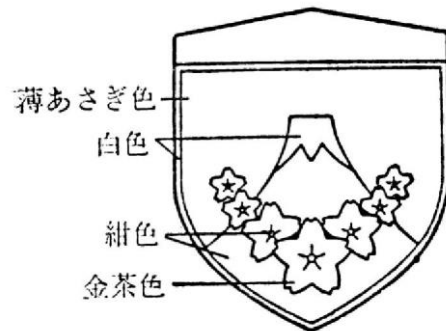
別図第 1 1

西部方面隊

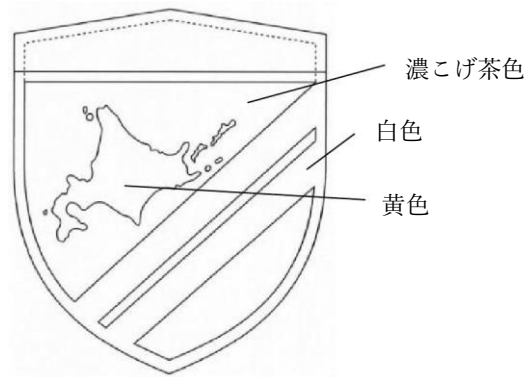


別図第 1 2

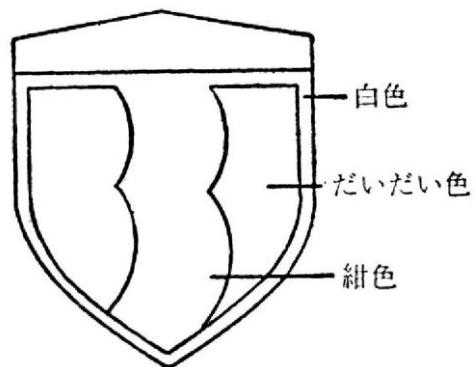
第 1 師団



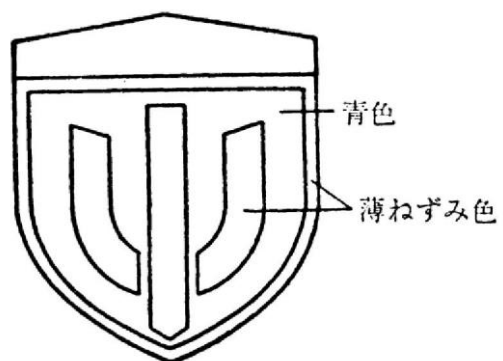
第 2 師団



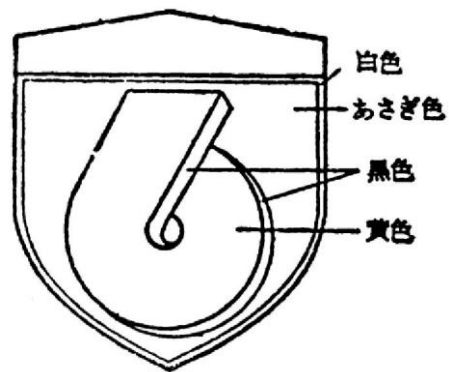
第 3 師団



第 4 師団

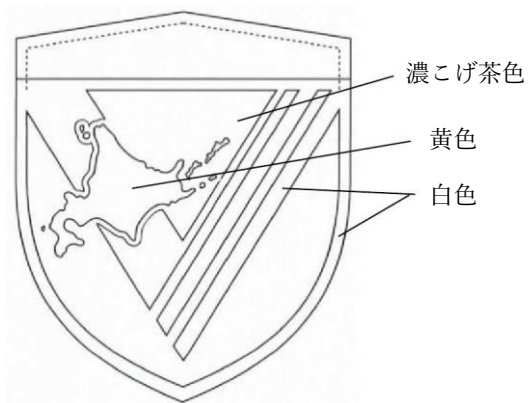


第 6 師団



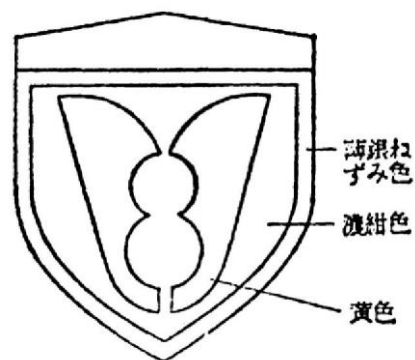
別図第 1 7

第 7 師団

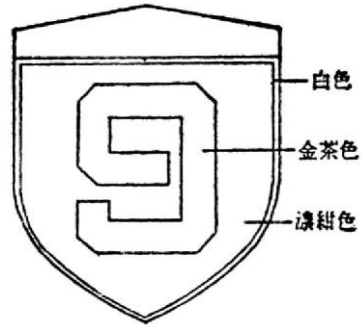


別図第 1 8

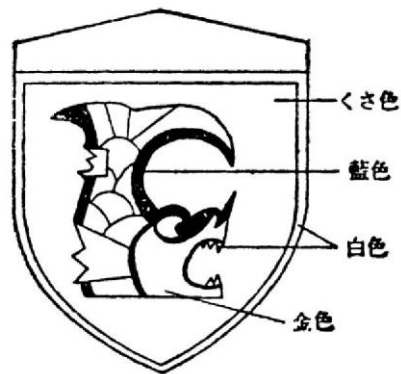
第 8 師団



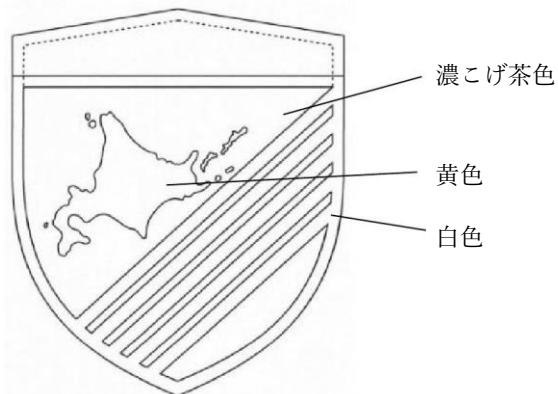
第 9 師団



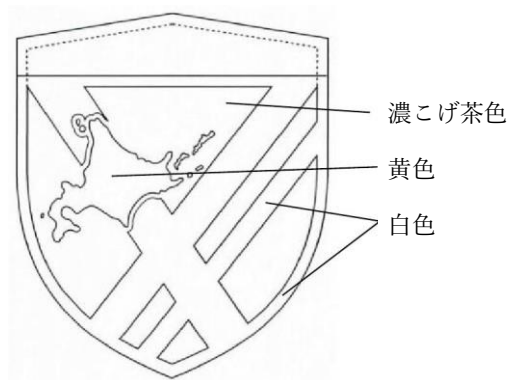
第 1 0 師団



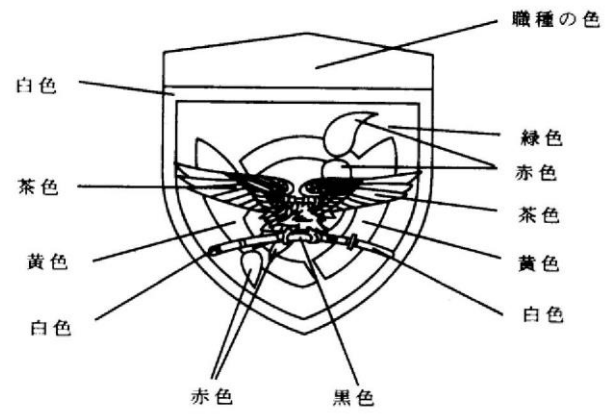
第 5 旅団



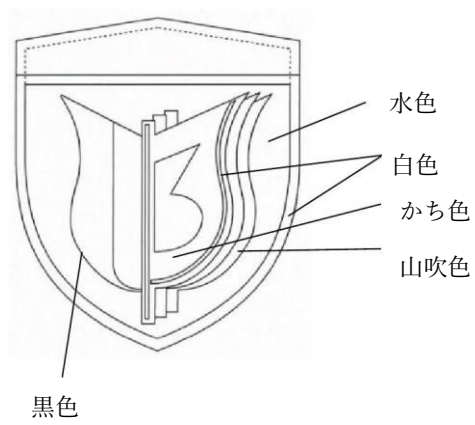
第 1 1 旅団



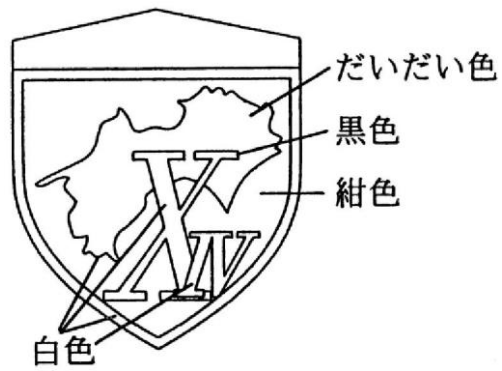
第 1 2 旅団



第 1 3 旅団



第 1 4 旅団



第 1 5 旅団



防衛大臣直轄部隊等

